



Title	中国における言語景観小攷：延辺朝鮮族自治州延吉市の朝鮮語表示を中心に
Author(s)	植田，晃次
Citation	言語文化共同研究プロジェクト．2016，2015，p. 17-28
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57308
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における言語景観小攷

ー延辺朝鮮族自治州延吉市の朝鮮語表示を中心にー

植田晃次

1. はじめに

中華人民共和国(以下、中国)は漢民族と、認定されているだけで 55 の少数民族から構成される多民族国家とされている。そのうち朝鮮族は、総人口(1,332,810,869 人)中、0.14%弱の 1,830,929 人を占める¹。朝鮮族の民族自治区域である吉林省延辺朝鮮族自治州では、総人口 214.6 万人中、朝鮮族は 77.8 万人を占め、全州人口の 36%強、全国朝鮮族人口の 43%弱にあたる²。

中国の少数民族政策の枠組みの中で、朝鮮族の民族語である朝鮮語が行政・教育・文化等の分野において一定の範囲で用いられている。「中華人民共和国憲法」・「中華人民共和国民族区域自治法」・「延辺朝鮮族自治州自治条例」という国家級から地方級の関連法令に基づき、「延辺朝鮮族自治州朝鮮語文事業条例」(以下、「条例」)³が公布・施行され(写真 1)、様々な面で朝鮮語・朝鮮文字の使用について定められている。



写真 1 「条例」公布・施行 21 周年の横断幕

言語景観(linguistic landscape)に関わる条項として第 9 条があり、自治州内の国家機関、企業体・事業体、社会团体と個人商工業者の公印、看板、賞状、証明書、標語、公告、広告、標識、道路標識等はすべて朝漢両文字を併用すること、書式の標準は自治州人民政府の関連規定に基づき執行することが規定されている⁴。この「関連規定」とは、「延辺朝鮮族自治州朝鮮語文事業条例実施細則」⁵である。第 7 条に「朝鮮文と漢文両種の文字を使用する場合、必ず以下の原則を遵守しなければならない。」として、4 項目(①字体が規範的であり、文字の大きさが同じでなければならない。②横に配列する場合、朝鮮文が前に、漢文が後に、もしくは朝鮮文が上に、漢文が下になければならない。③縦に配列する場合(向かっての場合)、朝鮮文が右に、漢文が左

¹ 中華人民共和国国家統計局ウェブサイト>第六次人口普查数据>中国 2010 年人口普查资料(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/pcsj/rkpc/6rp/indexch.htm>、2016 年 5 月 2 日最終接続)

² 延辺朝鮮族自治州人民政府ウェブサイト>延辺概況(<http://www.yanbian.gov.cn/tpl/t/1611081743.jsp?infoId=40903>、2016 年 5 月 2 日最終接続)

³ 1988 年 7 月吉林省人民代表大会で批准、1997 年 9 月・2004 年 5 月同人民代表大会で修正。漢語では「延辺朝鮮族自治州朝鮮語文字工作条例」。

⁴ 延辺朝鮮族自治州人民政府ウェブサイト>政务公开>地方法規(<http://www.yanbian.gov.cn/tpl/t/1611081743.jsp?infoId=14776>、2016 年 5 月 2 日最終接続)。首页を見る限りでは朝鮮語版のリンクはない。

⁵ 2005 年 2 月 24 日、延辺朝鮮族自治州人民政府第 27 次常務委員会を通過。

になければならない。④環状に配列する場合、左から右に朝鮮文が外環に、漢文が内環に、あるいは朝鮮文が左の半環に、漢文が右の半環になければならない。) が示されて



写真 2 多言語表示例(道路標識)



写真 3 多言語表示例(大学の正門)

いる⁶。これに基づき、朝漢二言語の表示が行われている(写真 2・3)。

これまで言語景観の枠組みを示す報告・研究として、庄司(2006)、庄司・バックハウス・クルマス(2009)、中井・ロング(2011)、井上(2015)などが行われてきた。また、言語景観の枠組みを提示しつつ内モンゴル自治区の言語景観について論じた井上・包聯群(2015)、「どぶぞ」という概念を援用し、日本における多言語表示の体系化を試みた植田(2015a)等の先行研究がある。本論文が対象とする中国での言語景観を扱ったものとしては、張守祥(2011)、張守祥・薄紅折(2012)などがある。さらに、エッセイであるが、朴ムニ(2014a・b)は本論文が対象とする延辺朝鮮族自治州の言語景観について、事例を挙げながら整理している。

2. 延辺朝鮮族自治州の言語景観の現状と本論文の対象・方法

延辺朝鮮族自治州の言語景観は、観光地や都市部の街角等に見られる多言語表示と異なり、「条例」により規定される、義務的なものである点に特徴がある。例えば、ヘルシンキでの表示のフィンランド語・スウェーデン語による併記等と共通性を持つ。1. で見たような法令の担保を見れば、少数民族政策の下、少数民族の言語が手厚く保護されているかのように感じられるかもしれない。しかし、中国の朝鮮語規範について、義務性があるとされる語彙規範ですら、遵守には実際には書き手の自覚や責任感に期待されており、率先して規範の遵守が期待される朝鮮語 4 大新聞ですら非規範的な語彙が日常的に使用される⁷ことから、言語景観においても非規範的な、あるいは「条例」に相反するものが日常的に見られることは想像に難くない⁸。

その例として、延辺への高速鉄道開通に関連した新聞記事⁹はあらまし次のような状況を伝えている。当初、高速鉄道の延吉西・琿春・図們・安図・敦化の各駅の朝鮮語看板が全て右側に誤って配置されていた。これを見た延辺テレビ放送局の金ヨンテク顧問は、2015 年 7 月 10 日に「張安順書記に送る手紙」をしたため自治州政務センターを訪れた。その内容は「高速鉄道

⁶ この「細則」は原文が朝鮮語版・漢語版とも入手できず、姜銀国(2013:25-26)によった。

⁷ 植田(2000:411-412)

⁸ 同様に自治州内であっても実際の朝鮮語の通用範囲は限られたドメインにおいてである。

⁹ 「看板問題は高速鉄道開通前に解決されなければならないが…」吉林新聞ニュース(朝鮮語版)ウェブサイト(発表時間:2015-8-23 18:43:48、編集/記者:金ヨンヂャ、原稿来源:延辺日報、http://www.jlcnwb.com.cn/sports/content/2015-08/23/content_161415.htm、2016 年 4 月 22 日最終接続)

の開通は延辺の政治・経済生活において一大事である。だが、高速鉄道駅の看板を設置するにあたって、朝鮮文と漢文の看板の位置が入れ替わっていることによって、延辺朝鮮族自治州のイメージに影響を与える可能性があり、現代人のみならず子孫万代にも歴史的な遺憾として残るだろう。」というものであった。この手紙が 19 日に国家交通運輸部に送られ、延辺の党・政府の指導幹部の積極的な関与によって是正されるに至った。

この記事の後半には、金顧問が延辺日報記者時代に図們駅の看板の誤りについて当該責任幹部を訪ねたところ、鉄道部の管轄で如何ともし難いと回答されたことを遺憾に思っていた経緯もあり今回の行動に至ったこと、同氏がテレビ局勤務時代に規範化に携わっていたことも紹介している。ここからは、単なる報道記事というより、模範人物を描くことによる啓蒙的性質の記事とも見做し得るが、「条例」の「遵守」状況を物語っている。

また、朴ムニ(2014a:35)の「(前略)法的に¹⁰朝鮮語・漢語の 2 つの文句を併用することになっているが、そのうち朝鮮語は実質上、大韓民国の朝鮮語、朝鮮民主主義人民共和国の朝鮮語、中国の朝鮮語をみな混ぜて使っている上に、韓国で使う外来語も大量に使用している。その他、英語・日本語・ロシア語・回族語¹¹、著しくはベトナム語までも程度の差こそあれ使用されている状況である。」という指摘は延辺の看板の表示の多様さについての現状をよく表している。

このような状況で様々な非規範的表示が散見される。朴ムニ(2014a:37)は、誤った看板の是正には現状把握が必要であると述べ、(1) 漢語で作成した看板の文句を朝鮮語に翻訳したもの、(2) 朝鮮語を漢語に翻訳したもの、(3) 併用して使用する朝鮮語・漢語が直接対応しないが、互いに補完しながら、同一の弘報目標を狙ったもの、(4) 3 乃至それ以上の言語(イメージ言語を含む)を「チャンポン」させ、ひとつの弘報目標をねらったものという 4 つに来源を整理している。

本論文では、従来着目されてこなかった中国の朝鮮族民族自治区域である吉林省延辺朝鮮族自治州の主として朝鮮語表示を中心に、これまでの研究ではあまり関心をもたれてこなかった「どぶぞ」という観点¹²も念頭に置いて言語景観の観点から基礎的な質的検討を試みる。以下の 3. ～ 5. で、言語景観の実例を音表記の問題、語彙の問題、生硬な翻訳の問題の 3 点から検討する。なお、基本的には州政府所在地の延吉市で見られたものを対象とするが、市外と黒龍江省哈爾浜市で見られたものも一部参考として含めた。写真は、全て本論文の筆者が 2009・2013・2015 年の 8 月に撮影したものである¹³。

3. 音表記

(1) 頭音法則

中国の朝鮮語・平壤文化語・ソウル標準語の現行の規範である『朝鮮語規範集』(2007 年)・

¹⁰ 正確には「条例」である。

¹¹ 清真食堂等でのアラビア語表示を指すと思われる。

¹² 植田(2015a)・植田(2015b)

¹³ 哈爾浜市は 2010 年 9 月の撮影である。写真中の電話番号等については適宜画像処理を施した。

『朝鮮語規範集』(2010 年)・「ハングル綴字法」(1988 年)での頭音法則に関する規定をまとめたものが表 1 である¹⁴。

規範	頭音法則に関する規定
朝鮮語 規範集 (2007 年)	第 4 項 「ㄴ・ㄷ」はすべての母音の前で「ㄴ・ㄷ」と発音することを原則とする。(朝鮮語標準発音法第 2 章)／第 24 項 漢字語は音節ごとに朝鮮語の現代発音に従い、書くことを原則とする。(朝鮮語綴字法第 7 章)
朝鮮語 規範集 (2010 年)	第 25 項 漢字語は音節ごとに該当漢字音通りに書くことを原則とする。(綴字法第 7 章)／第 5 項 「ㄷ」はすべての母音の前で「ㄷ」として発音することを原則とする。(文化語発音法第 2 章)
ハングル 綴字法 (1988 年)	第 10 項 漢字音「녀・뇨・뉴・니」が単語の初頭に来る時には頭音法則に従い、「여・요・유・이」と書く。／第 11 項 漢字音「라・려・레・료・류・리」が単語の初頭に来る時には頭音法則に従い、「야・여・예・요・유・이」と書く。／第 12 項 漢字音「라・래・로・뢰・루・르」が単語の初頭に来る時には頭音法則に従い、「나・내・노・뇌・누・느」と書く。(第 3 章)

表 1 現行の各朝鮮語規範の頭音法則に関する規定

平壤文化語の規範は、ㄴの発音についての規定は見られないものの、頭音法則を適用せず基本的に中国の朝鮮語の規範と同様である。他方、ソウル標準語の規範は、頭音法則を適用し、中国の朝鮮語・平壤文化語の規範とは異なる。

だが、写真 4～8 のような、ソウル標準語の表記による例 (육・여행・여사・연경・요금) が散見された。また、

写真 9 は一店舗の看板に랭면と냉면の両者が見られる例である¹⁵。写真 10 のように、ソウル標準語の表記のものを中国の規範に合わせて여를녀に修正したらしい形跡が残る例も見られた。



写真 4 육



写真 5 여행

¹⁴ 中国朝鮮語査定委員会 編纂(2007:2・26)、朝鮮民主主義人民共和国語査定委員会(2010:23・48)、国立国語院ウェブサイト(http://www.korean.go.kr/front/page/pageView.do?page_id=P000066&mn_id=30、2016 年 5 月 5 日最終接続)。なお、「ハングル綴字法」の当該項は 2014 年の一部改定案でも変更されていない。

¹⁵ この写真は植田(2015a:200)でも用いたものである。左右の店で冷麺が랭면・냉면と異なって表記されているほか、右の店には 2 つの表示が併記されている。



写真 6 여사



写真 7 연경



写真 8 요금



写真 9 랭면/냉면



写真 10 여성→녀성



写真 11 록화

さらに、写真 11～14 は、民族自治区域ではない黒龍江省哈爾浜市の朝鮮族が比較的多く住む地域で見られた街頭広告類であるが、頭音法則を適用させないもの(写

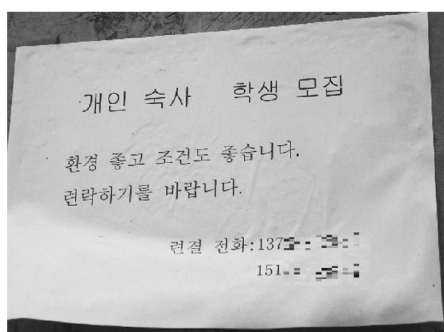


写真 12 린락・린걸

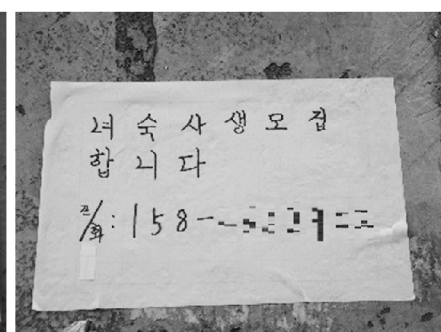


写真 13 녀숙사생

真 11～13)とさせたもの(写真 14)の両者が見られた。これは実際の発話での揺れ¹⁶やソウル標準語の影響を反映したものと思倣せる。

中国の朝鮮語関係雑誌である『中国朝鮮語文』(中国朝鮮語文雑誌社)では、しばらく前から、大韓民国や朝鮮民主主義人民共和国の執筆者の場合、それぞれの規範に基づく文章をその旨の注記付きで掲載する事例が見られた。さらに、近年、中国国内向けの少数民族語としての

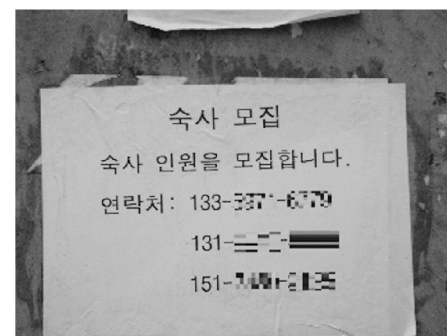


写真 14 연락처

¹⁶ これについては植田(2001)で論じたことがある。

朝鮮語による出版物であるにも拘わらず、特に断りなく韓国の「ハングル綴字法」に基づくものが現れていることにも、規範修正の動向を含め規範観を見る上で注意を要する¹⁷。

(2) 漢字音の誤り

朝鮮語の漢字音に誤りが見られる場合がある。写真 15・16 は 1 つのバス停表示板の表裏だが、站(참)に対して、表示板の上部の公共汽车停车



写真 15 停车场



写真 16 정차점

차점と점があてられているが、写真 16 の 5 段目 43 線の路線図ではバス停名の客运站に객운참¹⁸と참があてられている。정차점이停車点の意の可能性も必ずしも排除できないが、占・粘(점)などの漢字音との混同と見られる。

また、写真 17 の香約では、朝鮮漢字音で향약となるとところに향예という表記があてられている。『朝鮮語規範集』(2007 年)の「漢語単語の朝鮮語表記法」に従えば、約の漢



写真 17 향예

語音 yue¹⁹の朝鮮文字表記にはㄹがあてられ、예は ye の表記である。しかし、漢語音が朝鮮語に取り入れられる際に、报销 baoxiao や面条 miantiao が表記法通りの바오샤오や몐타오ではなく、複母音が簡略化されたㅁㅅㅅや몐ㅅㅅという形で取り入れられる²⁰のと同様の、ある



写真 18 수용가구・홍위자동차무역시장・부유병원・중의원・회전중심・아파트

¹⁷ 例えば、朴善姬(2011)・魯錦松(2011)・金順姐(2015)など。最近では中国朝鮮語査定委員会第 27 次実務会議が 2015 年 12 月 24・25 日に開催、規範の修正が行われたというのが現段階で詳細な内容を入手し得ていない。

¹⁸ この語彙自体、4. で述べる漢語を直訳(音訳)したものである。

¹⁹ 以下、漢語の発音を表す際には拼音を用いる。ただし、声調記号は略す。

²⁰ 朴石均(1988:11・236)

中国の朝鮮語規範化において、従来その中心課題は漢語の影響による語彙の統制・管理、近年ではそれに加え、韓国の朝鮮語からの影響による語彙の統制・管理に関するものであった²³。とはいえ、言語を強力に人為的統制・管理下に置くことはほぼ不可能であり、言語景観においても、当然ながらこれらの非規範的な語彙等がしばしば見られる。

(1) 漢語に由来するもの

写真 20～27 のように、ソウル標準語や平壤文化語では用いられないが、漢語に由来し中国の朝鮮語では用いられる語彙が見られた。これらの多くはソウル標準語や平壤文化語の話者には見慣れない語彙であるのみならず、**자유병원/妇幼医院**の**자유**は**富裕**、**회전중심/会展中心**の**회전**は**回転**と同音異義であるため、女性・こども病院やコンベンション・エキシビジョンセンターが一見すると「どぶぞ」で珍妙な施設のように見えてしまう。しかしながら、これらの表示が韓国や共和国の人々を主対象としたものではないことに留意しなければならない、非主対象者が「이질화(異質化)」云々などとあれこれ言うべきことではない。



写真 20 백화상점



写真 21 출입경



写真 22 교연부



写真 23 우정국



写真 24 서류관



写真 25 관공실

また、極端な例として、写真 28～30 がある。写真 28²⁴では鹿產品の鹿が音訳で**학**とされているが、朝鮮語表示のみでは意味を理解しづらい。さらに、写真 29 では漢語の酒店を翻訳する際に、語彙の構成要素を漢字ごとに朝鮮語に翻訳し、ホテルが飲み屋になった「どぶぞ」で珍妙

²³ 植田(2000:411-412)

²⁴ 本写真は延吉～白頭山間の土産物販売店で撮影した。おそらく安図県内と思われる。

な表示になっている。



写真 26 합작처



写真 27 후군관리처



写真 28 特산품

写真 30 は興豆飯店というレストランの店名で興を朝鮮語の漢字音で흥と音訳し、豆を「まめ」にあたる朝鮮語の固有語で콩と意識し、重箱読みのようになっている。加



写真 29 술집



写真 30 홍콩반점

えて、반점も飯店という漢語の音訳語彙である。このように意識・音訳折衷の混合訳により、「どづぞ」で珍妙な表示になっているものも見られた。

上で見た主な語彙について、中国の規範的朝鮮語辞典での立項状況を表 2 に示す²⁵。

(○：立項あり、×：立項なし、△：立項なしだが備考欄を参照、辞典名は注 25 を参照)

写真	朝鮮語	漢語	規範的朝鮮語辞典			備考
			朝辞	小辞	標準	
20	백화상점	百货商店	○	×	×	
21	출입경	出入境	△ ₁	△ ₂	△ ₃	△ ₁ ~△ ₃ で출경、입경は立項
22	교연부	教研部	△ ₁	×	△ ₂	△ ₁ で교연실・교연조、△ ₂ で교연조は立項

²⁵ 延辺社会科学院言語研究所(2002)、延辺社会科学院言語研究所(2005;2009³)、延辺朝鮮語規範委員会(2010)によった。表 2 では、順に「朝辞」・「小辞」・「標準」と略記する。延辺社会科学院言語研究所(2005;2009³)は中国で刊行された初の朝鮮語辞典『朝鮮語小辞典』(延辺朝鮮族自治州歴史言語研究所 編纂、民族出版社、1980 年*)の修正増補版である。

18	중의원	中医院	△ ₁	△ ₂	×	△ ₁ で중의원、△ ₂ で중의は立項
18	부유병원	妇幼医院	△	×	×	△で부유보건소는立項
23	우정국	邮政局	×	×	△	△で우정은立項
24	서류관	档案馆	×	×	×	
25	관공실	办公室	×	×	×	
26	합작처	合作处	×	×	×	
27	후근관리처	后勤管理处	×	×	×	
18	회전중심	会展中心	×	×	×	

表 2 規範的朝鮮語辞典における中国の朝鮮語語彙の立項状況

これらは基本的に漢語から直訳あるいは音訳した(漢語の語彙を朝鮮漢字音で読み替えた)ものである。백회상점のように規範的な語彙として辞書に立項されているものもあるが、관공실や우정국のように日常的に頻用されるものの立項されていない語彙²⁶も見られる。写真 24 では、档案馆が서류관とされているが音訳した당안관のほうがよく用いられるように思われる。

(2) 外来語表記

外来語表記に関する例も見られた。前掲写真 18 に見られる동방아파트/東方公寓ではマンションに当たる部分が아파트と表示されているが、ソウル標準語の表記によるものであり、中国の朝鮮語では아빠트가規範的な表記である。

写真 31 の췌췌엀흑소숯불구이/玖玖苑黑牛烧烤では、日本の叙々苑との関係の有無は不明だが、朝鮮語表示にはジョジョエンを朝鮮文字表記したらしい췌췌엀が含まれている。ただし、中国の『朝鮮語規範集』(2007 年)の「『外国語表記法』統一案」では、語末の「ン」はㄴではなくㅇで表記されるため、췌췌엀となる(韓国の表記では췌췌엀)。さらに興味深い点は、漢語表示でジョジョに当たる部分が日本語音を漢語(漢字)で当て字表記したと思われる玖玖苑 jiujiuyuan というものになっている点である。この表示には、と



写真 31 췌췌엀/玖玖苑

もに日本語から、あるいはジョジョエン→췌췌엀→玖玖苑の順に作成された形跡が垣間見える。

²⁶ これらの一部については、本論文の執筆者が執筆・校閲を担当して『朝鮮語辞典』(小学館・韓国金星出版社共同編集、小学館、1993 年)に実際に用いられた例文を付し、非規範的なものも含め立項したことがある。

5. 生硬な翻訳

「条例」により、延辺朝鮮族自治州では二言語表示が行われるわけであるが、朝鮮語表示において、ことにスローガンの類で、写真 32～34 のような、漢語を基として朝鮮語に直訳されたと思受けられる生硬な朝鮮語のものが散見された。順に「연변을 토대로 협력을



写真 32 연변을 토대로...

강화하여 발전을 도모하자(延辺を土台として協力を強化し発展を図ろう)」、「민족단결의 힘을 모아 부유하고 개방되고 생태적이고 조화롭고 행복한 연변을 건설하자(民族団結の力を合わせて、豊かで、開放され、生態的で、調和のとれた幸せな延辺を建設しよう)」、「지도부건설을 강화하여 함께 일하고 모두 청렴해지자(指導部建設を強化し、共に働き、みな清廉になろう)」というものである。



写真 33 민족단결의 힘을 모아...

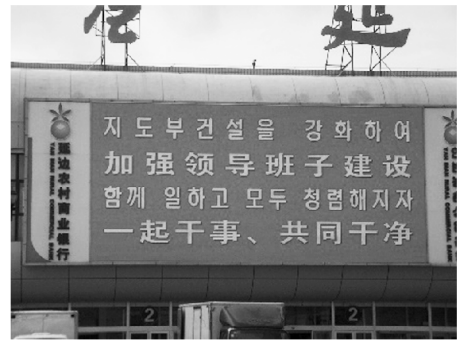


写真 34 지도부건설을 강화하여...

6. おわりに

現行の『朝鮮語規範集』(2007 年)では、総 724 頁のうち 679 頁が語彙規範に割かれ、語彙の規範化に並々ならぬ「努力」が傾けられている。また、規範化推進の立場からは、行政主導のキャンペーン的取り組みや「条例の修正で曖昧になった違反行為への罰則規定を明確化すべき」との教訓的見解が見られもする²⁷。一方、現状を批判的に見ながらも、「もちろん看板の文句を規則で規制するということとはたやすいことではなく、一日二日の間に解決できることというわけではいっそうない。」という現実的意見も見られる²⁸。

植田(2015a:204-205)では、歴史的に見て「どづぞ」がなくならないという予測を述べた。本論文で検討した点からは、さらに多言語・多文化が併存しようとする中で言語文化の枠組みというものとは面然としないという面からもこのことが言えるであろう。『朝鮮語規範集』(2007 年)が「はじめに」で「朝鮮半島の統一が遂げられたその時に至っても国内の朝鮮語規範化作業は依然として存在することになるだろう。」と謳っているように、現実と規範化のせめぎあいには続

²⁷ 「延吉向不规范市面用語物宣战」延辺新闻网ウェブサイト(<http://www.ybnews.cn/news/local/201202/133039.html>、2016 年 5 月 2 日最終接続)、チョン=ユンギル「看板規範化、はっきりした賞罰措置必須」『延辺日報』ウェブサイト(朝鮮語版)(2015. 4. 2、http://www.iybrb.com/opec_view.aspx?id=1760、2016 年 4 月 22 日最終接続)

²⁸ 朴ムニ(2014a:37)

くのであろう。

引用文献²⁹

- 井上史雄(2015)「言語景観の表層と深層」『日本学』40、東国大学校日本学研究所
- 井上史雄・包聯群(2015)「内蒙古文字景観の社会言語学」『社会言語学』XV、同刊行会
- 植田晃次(2000)「1990年代中国の朝鮮語規範化と語彙規範の問題点」『言語文化研究』26、大阪大学言語文化部・言語文化研究科
- 植田晃次(2001)「ㄷ音再攷」『言語文化研究』27、大阪大学言語文化部・言語文化研究科
- 植田晃次(2015a)「「どづぞ」な多言語表示から見る商品化された「やさしさ」」義永美央子・山下仁 編『ことばの「やさしさ」とは何か』三元社
- 植田晃次(2015b)「大韓民国における言語景観小攷」『批判的社会言語学の軌跡(言語文化共同研究プロジェクト2014)』大阪大学大学院言語文化研究科
- 延辺社会科学院言語研究所(2002)『朝鮮語辞典(上)・(下)』(第2版)延辺人民出版社*
- 延辺社会科学院言語研究所(2005;2009³)『朝鮮語小辞典』(2009年3次改訂版)黒龍江朝鮮民族出版社*
- 延辺朝鮮語規範委員会(2010)『朝鮮語標準語辞典』延辺人民出版社*
- 姜銀国(2013)「中国の民族語文政策と朝鮮語文教育」『新しい国語生活』23(4)、国立国語院*
- 金順姐(2015)『韓国語因果関係連結語尾研究』黒龍江朝鮮民族出版社*
- 庄司博史(2006)『まちかど多言語表示調査報告書』多言語化現象研究会
- 庄司博史・バックハウス, P.・クルマス, F. (2009)『日本の言語景観』三元社
- 田中ゆかり・上倉牧子・新坂望(2008)「東京圏の多言語表示」『語文』131、日本大学国文学会
- 中国朝鮮語査定委員会 編纂(2007)『朝鮮語規範集』延辺人民出版社*
- 張守祥(2011)「中国(黒龍江省)における言語景観」中井・ロング(2011)所収
- 張守祥・薄紅折(2012)「中国東北地方の多言語景観に関する社会言語学的考察」『日本語研究』32、首都大学東京・東京都立大学日本語・日本語教育研究会
- 朝鮮民主主義人民共和国国語査定委員会(2010)「朝鮮語規範集」編者不記載(2011)『言語規範関連資料』学友書房*
- 中井精一・ロング, ダニエル(2011)『世界の言語景観 日本言語景観』桂書房
- 朴石均(1988)『中朝対訳小辞典』延辺大学出版社*
- 朴善姫(2011)『韓国語の副詞性依存名詞構文についての研究』民族出版社*
- 朴ムニ(2014a・b)「弘報時代の看板アリア」『文化時代(文学と芸術)』2014年4期・5期、『文学と芸術』編集部*
- 柳沢有紀夫(2010)『世界日本誤博覧会』新潮社
- 魯錦松(2011)『韓中移動動詞対照研究』民族出版社*

²⁹ 朝鮮語文献は、本文中とも日本語訳で示して末尾に*を付記した。漢字表記の朝鮮名は日本漢字音により配列した。なお、漢字表記が不明な場合には、本文中ともカナで表記した。